

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第108集

坂戸市

しも やま だ
下 山 田 遺 跡

県道新川越・坂戸・毛呂山線関係埋蔵文化財発掘調査報告

1991

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

序

近年、埼玉県におきましては、交通量の増加に従い各種の道路工事が計画・実施されておりますが、これに伴う埋蔵文化財の発掘調査との調整件数も数を増し、記録保存のための発掘調査も数多く実施されております。

県道新川越・坂戸・毛呂山線は、国道254号線と直行して坂戸市内を東西に横切り毛呂山町に抜ける道路として計画されました。

このたびの発掘調査は、この県道建設に伴うものであります。付近には山田遺跡があり数次の発掘調査が行われて、奈良・平安時代の集落跡が姿を現し始めた場所であり、道路の通過する一帯は、坂戸No.42遺跡（下山田遺跡）として周知の地点であります。下山田遺跡に関わります埋蔵文化財の取り扱いについて、関係機関の協議が重ねられた結果、当事業団が発掘調査を実施して、埋蔵文化財の記録を保存する事となりました。

発掘調査の結果、縄文時代早期のファイヤーピットと呼ばれる炉穴や縄文時代前期の竪穴住居跡などの遺構と縄文時代早期の撚糸文土器や茅山式、縄文時代前期の諸磯式などの土器等貴重な資料を得ることができました。

本書は、これらの成果をまとめたものでありますが、埋蔵文化財の保護に関する資料として、また学術研究の基礎資料として広く活用していただければ幸いに存じます。

刊行に当たりまして、発掘調査に関する調整に御尽力いただきました埼玉県教育局指導部文化財保護課をはじめ、発掘調査から本報告書の刊行にいたるまで御協力くださいました埼玉県住宅都市部都市整備課、同飯能土木事務所、並びに坂戸市教育委員会、地元関係者各位に深く感謝いたします。

平成3年9月

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
理事長 荒井修二

例 言

1. 本書は埼玉県坂戸市元町1073番地2他に所在する下山田遺跡（平成3年6月17日付け委保第5の602号）の発掘調査報告書である。
発掘調査時は坂戸No42遺跡としていたが、県文化財保護課と坂戸市教育委員会と協議を行い、下山田遺跡と改めた。
2. 調査は県道新川越・坂戸・毛呂山線建設に先立つ事前調査であり、埼玉県教育局指導部文化財保護課の調整を経て、県都市整備課の委託により、財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。
3. 本書にかかる発掘調査は、平成2年8月から平成2年12月まで実施した。発掘調査対象面積は3000㎡である。報告書作成のための整理作業は、平成3年度に受託し、平成3年7月から平成3年9月まで実施した。発掘調査・整理作業の組織は第I章に示した。
4. 発掘調査時の写真は、橋本 勉が主として撮影し、遺物写真は、橋本が撮影した。
5. 出土品の整理及び図の作成は、橋本が担当した。
6. 本書の執筆は、第I章1を文化財保護課、そのほかは橋本が担当した。
7. 本書の挿図における指示は次のとおりである。
 - * X・Yによる座標指示は、国家標準直角座標IX系に基づく座標値を示し、方位はすべて座標北を示す。
 - * 挿図の縮尺は、遺構1/60、土器実測図1/4、拓影図1/3、石器1/2、1/3を原則とした。
8. 本書の編集は、資料部整理第1課及び橋本があたった。
9. 本書にかかる資料は、平成3年度以降埼玉県立埋蔵文化財センターが管理・保管する。
10. 本書の作成にあたり、下記の方々より御協力を賜った。（敬称略）
 - 宮崎朝男、金子直行、細田 勝
 - 発掘調査参加者
浅野次子、小林志津子、木村梅吉、福島達郎
 - 整理作業参加者
金子きよ子、小林きよ子、坂上富志子、長友麗子、福田貞子、福田利子、本松彰子、森 ヒロ

目 次

序

例言

目次

I. 調査の概要	1
1. 発掘調査に到るまでの経過	1
2. 発掘調査と報告書刊行事業の組織	2
3. 発掘調査の方法と経過	2
II. 遺跡の立地と環境	3
III. 遺跡の概観	8
IV. 遺構と遺物	9
1. 縄紋時代の遺構と遺物	9
2. 近世以降の遺構と遺物	17
3. グリッド出土遺物	21
4. 石器	26

挿 図 目 次

第1図 周辺の遺跡	4・5
第2図 遺跡周辺の地形図	6

第3図	下山田遺跡全測図	7
第4図	第1号住居跡	9
第5図	第1号住居跡出土土器	10
第6図	第2号住居跡	11
第7図	第2号住居跡出土土器	12
第8図	ファイヤーピット(第1号から第7号)	14
第9図	第1号ファイヤーピット出土土器	15
第10図	ファイヤーピット出土土器	16
第11図	土壌(縄紋時代)	17
第12図	土壌(縄紋時代)出土土器	17
第13図	土壌(近世以降)	18
第14図	第1号掘立柱建築跡	19
第15図	第2号掘立柱建築跡	20
第16図	グリッド出土土器(1)	22
第17図	グリッド出土土器(2)	23
第18図	石器(1)	24
第19図	石器(2)	25

写真図版目次

図版1	遺跡全景(1) 遺跡全景(2)	図版8	第1号住居跡出土土器 第2号住居跡出土土器(1)
図版2	遺跡全景(東側) 遺跡全景(西側)	図版9	第2号住居跡出土土器(2) 第1号ファイヤーピット出土土器(1)
図版3	第1号住居跡 第1号住居跡(遺物出土状況)	図版10	第1号ファイヤーピット出土土器(2) 第1号ファイヤーピット(3)・第4号 ファイヤーピット出土土器
図版4	第2号住居跡 第2号住居跡(遺物出土状況)	図版11	グリッド出土土器(1) グリッド出土土器(2)
図版5	第1号ファイヤーピット 第2号ファイヤーピット	図版12	グリッド出土土器(3) グリッド出土土器(4)
図版6	第8号土壌 第9号土壌	図版13	石器(1) 石器(2)
図版7	第1号掘立柱建築跡 第2号掘立柱建築跡		

I. 調査の概要

1. 発掘調査に到るまでの経過

埼玉県では快適な生活環境づくりを目標として、各種の都市計画が策定されている。坂戸都市計画道路3・5・12新川越坂戸毛呂山線地方道路（街路）整備事業は、幹線道路の整備と強化を推進し、併せて交通公害防止等の道路環境整備を図る目的をもって、埼玉県住宅都市部によって計画された。こうした開発事業に対応するために県教育局指導部文化財保護課では、開発関係部局と各種の事前協議を行い、文化財保護と開発事業の円滑な調整を進めているところです。

昭和63年11月25日付け都整第1541号で、都市整備課長から文化財保護課長あてこれら事業地にかかる「埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて」照会があった。

これに対し文化財保護課では、現地踏査を実施し、その結果に基づき、平成元年3月17日付け教文第1019号により次のとおり回答した。

1. 事業予定地には奈良・平安時代の集落遺跡が所在する。
2. この埋蔵文化財包蔵地の取り扱いは現状保存が望ましい。
3. 工事計画上やむを得ず現状変更する場合には文化財保護法第57条の3の規定に従って、事前に記録保存のための発掘調査を実施すること。
4. 発掘調査にあたっては、当課と協議すること。

この内容に基づいて、都市整備課と文化財保護課は埋蔵文化財包蔵地の保存策について協議を重ねたが、平成元年11月の「平成2年公共事業と埋蔵文化財保護との調整会議」の席上において、改めて都市整備課長から文化財保護課長あて埋蔵文化財包蔵地の取り扱いについての協議がなされ、やむを得ず記録保存の措置を講ずることになった。

発掘調査の実施については、都市整備課、文化財保護課並びに財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団の三者で事前協議を行い、協議が整ったため、その旨を文化財保護課から平成2年3月1日教文第1531により都市整備課長並びに財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長あて通知し、これにより両者は、発掘調査に係る委託契約を締結した。

発掘調査の実施に先だって、埼玉県知事から文化財保護法第57条の3類1の規定に基づく埋蔵文化財発掘通知が、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長から同法第57条の3第1項の規定に基づく埋蔵文化財発掘調査が提出され、発掘調査は、平成2年8月から開始された。

なお、発掘調査届に対する文化庁長官からの指示通知番号は、平成3年6月7日付け委保第5の602号である。

(文化財保護課)

2. 発掘調査と報告書刊行事業の組織

a. 発掘調査

理 事 長	荒井 修二
副 理 事 長	早川 智明
常務理事(兼)管理部長	古市 芳之
庶務経理	
庶 務 課 長	高田 弘義
主 査	松本 晋
主 事	長滝美智子
経 理 課 長	関野 栄一
主 任	江田 和美
主 事	本庄 朗人
主 事	斉藤 勝秀
主 事	菊池 久

発掘

理事長(兼)調査研究部長	吉川 國男
調査研究副部長	塩野 博
調査研究第3課長	宮崎 朝男
主任調査員	橋本 勉
調査員	黒板 禎二

b. 報告書作成事業 (平成3年度)

理 事 長	荒井 修二
副 理 事 長	早川 智明
常務理事(兼)管理部長	倉持 悦夫
庶務経理	
庶 務 課 長	高田 弘義
主 査	松本 晋
主 事	長滝美智子
経 理 課 長	関野 栄一
主 任	江田 和美
主 事	福田 昭美
主 事	腰塚 雄二
主 事	菊池 久

整理

資 料 部 長	中島 利治
資料部副部長(兼)	
資料整理第1課長	増田 逸朗
主任調査員	橋本 勉

3. 発掘調査の方法と経過

下山田遺跡の調査は、県道新川越・坂戸・毛呂山線の建設に先だって平成2年8月から平成2年12月までの5ヵ月間にわたって実施された。県道新川越・坂戸・毛呂山線の坂戸市内にかかる路線内の敷地3,000㎡を調査対象とした。調査区は、北東から南西にかけて20mの幅で細長く続いている。調査以前は、畑地と宅地で部分的にかなりの攪乱が入っている。

平成2年7月中旬に阪能土木事務所の関係者と打ち合せを行い、平成2年8月から本調査を開始した。表土除去作業をブルドーザー、バックホー等の重機でおこない9月中旬には終了した。10月下旬から少数の補助員で遺構確認作業をおこないほぼ全容を掴んだ。攪乱が全体の1/3ほどを占めることが判明し、斜面部のローム層もかなり削られていることが遺物の出土状態から理解された。西側で近世以降の土壌、掘立柱建築跡、溝などが検出された。縄紋時代の遺構は、攪乱部を挟んで住居跡2軒、土城、ファイヤーピットが検出され、縄紋時代早期、前期の遺構・遺物であることが理解された。近世以降の遺構から着手し、順次縄紋時代の遺構へと進んだ。遺構の精査、土器の取り上げ、図面の作成、写真撮影を順次おこない、航空写真撮影をおこなって12月下旬に終了した。最後に、機材の撤収を行い調査を終了した。

II. 遺跡の立地と環境

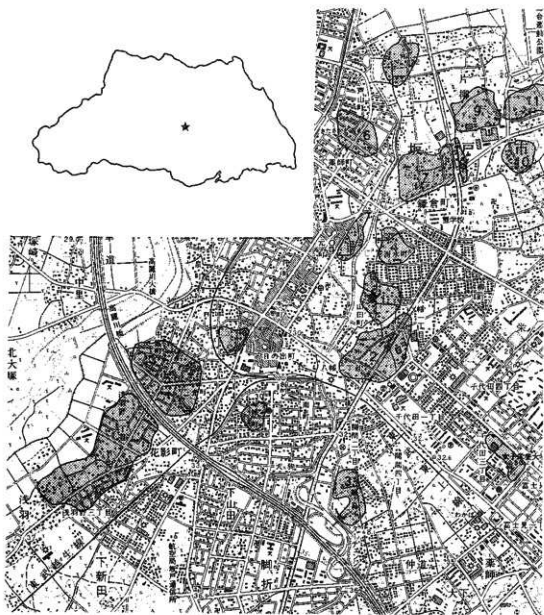
下山田遺跡は、坂戸市元町10763番地に所在する縄紋時代早期、前期を中心とする遺跡である。東部東上線「坂戸駅」から北東へ約1kmほど離れた坂戸台地の中央からやや北側に位置している。

遺跡が立地している坂戸台地は、入間川、越辺川、高麗川によって形成される入間台地の一つで、大部分が武蔵野台地の立川面に相当している。東は荒川低地、西は高麗川、南は小群川、北は越辺川によって画され、南から北にかけて緩やかに傾斜している。台地の周辺は、流れ込む小河川によって形成された小支谷が発達し、入り組んだ複雑な地形をしている。下山田遺跡が立地する台地中央部では、小河川である飯盛川によって開析された小規模な谷がみられるが、台地周辺部ほどの複雑さはなく、比較的平坦である。下山田遺跡は、こうした小さな谷に向かって傾斜していく肩の部分にあり標高は29m前後である。

下山田遺跡周辺には、県と坂戸市教育委員会によって数回にわたって発掘調査されている山田遺跡があり奈良・平安期の集落が検出され全貌が明らかにされつつある。縄紋時代の遺跡を見てみたい。縄紋時代早期燃糸紋の時期は、岡山遺跡があげられるが数は非常に少ない。これに続く早期終末条痕紋系の時期になると遺跡が増加し、城山遺跡、長岡遺跡、関間遺跡、中小坂遺跡、鶴ヶ岡遺跡などがあり、下山田遺跡第1号ファイヤーピットと同じ炉穴が検出されている。

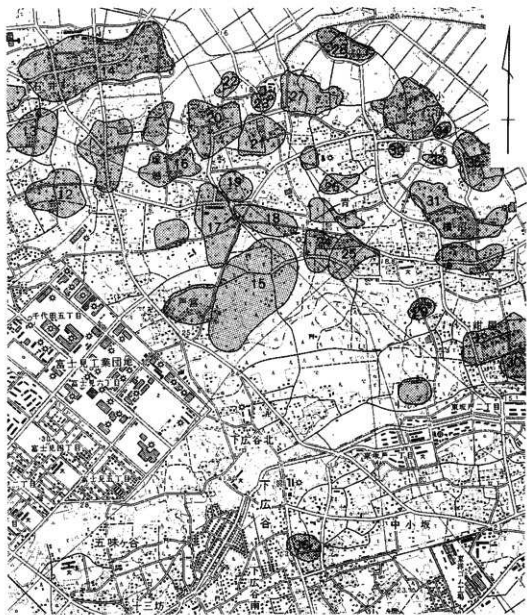
縄紋時代前期になると遺跡は増加傾向をみせる。台地の周辺・先端部に面して集落が形成されており、下山田遺跡のように台地中央部に立地するものはめずらしい。木曾免遺跡、長岡遺跡、附島遺跡、大家小学校遺跡、多和目渡戸遺跡などがある。多和目渡戸遺跡では、下山田遺跡と同じ諸磯期の住居跡が1軒出土している。



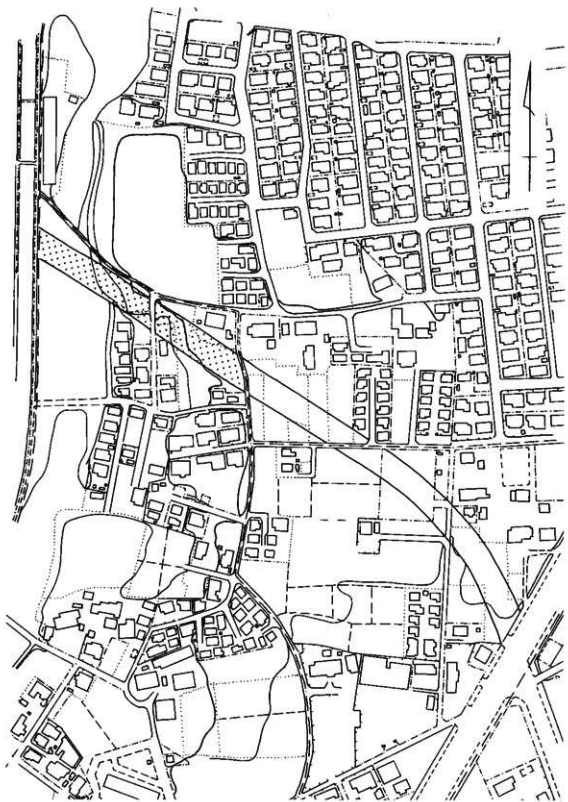


1. 下山田遺跡 2. 山田遺跡 3. 鶴ヶ岡遺跡 4. 清水町遺跡
5. 花影遺跡 6. 芦山遺跡 7. 金内山遺跡 8. 相持場遺跡
9. 勇福寺遺跡 10. 若菜台遺跡 11. 新町遺跡 12. 前原遺跡
13. 柵遺跡 14. 勝呂虎寺遺跡 15. 清進場遺跡 16. 塚越御門遺跡
17. 住吉中学校遺跡 18. 宮町遺跡 19. 青木根ノ内遺跡

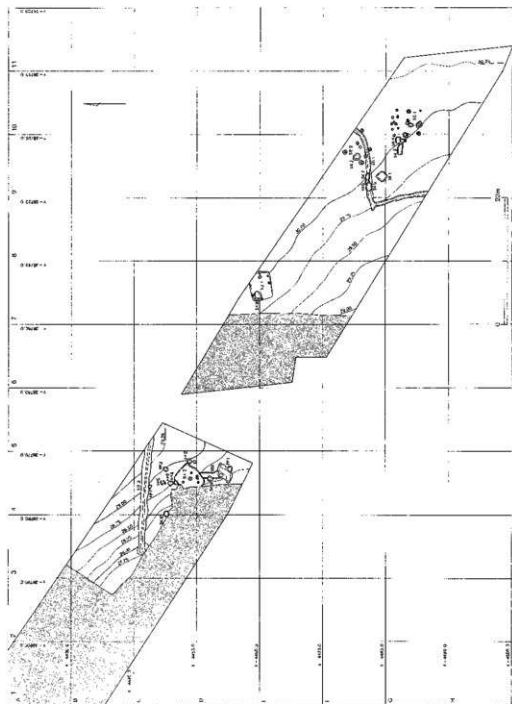
第1図 周辺の遺跡



20. 新田原遺跡 21. 明泉遺跡 22. 塚越渡戸遺跡 23. 蔵ヶ谷戸遺跡
 24. 番所遺跡 25. 下道遺跡 26. 駒方遺跡 27. 別所・後谷遺跡
 28. 附島遺跡 29. 丸山遺跡 30. 上谷遺跡 31. 北方遺跡
 32. 新井遺跡 33. 寺脇遺跡 34. 小沼之内遺跡 35. 木曾免遺跡
 36. 中小坂遺跡



第2図 遺跡周辺の地形図 (9:2500)



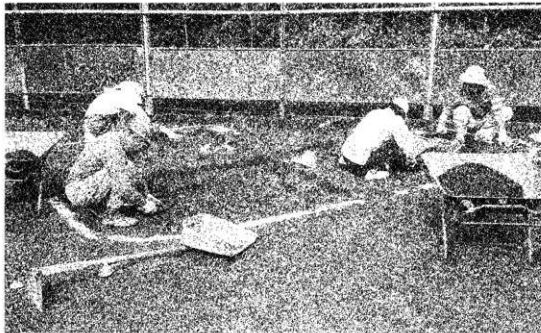
第3圖 下山田遺跡全測図

III. 遺跡の概観

下山田遺跡は、埼玉県のだいたい真中あたりにあります。越辺川に流れ込む飯盛川という小さな川によって削られたわずかに高い場所にあります。今は、住宅になっていますが、縄紋時代は雑木林などになっていたものと思われます。遺跡は、ちょうど台地の落ち際になっています。少しずつ川に向かって下っていく所に家の跡や土壇といわれる遺構があります。下山田遺跡では、縄紋時代前期の地面を掘って作った家の跡が2軒とファイヤーピットと呼ばれる炉穴が7基、土壇が3基検出されています。攪乱と呼ばれる後世の人々によって削られてしまった（第3図の網状のスクリントーンの部分）所にも、縄紋時代の遺構は存在していたと思われますので、縄紋時代前期の村がまだ調査していない部分を含めてあったものと思われます。

縄紋時代の村の中からは、縄紋式土器や石器が見つかります。縄紋式土器は、村のあった時代より以前の縄紋時代早期の燃糸紋系土器や条痕紋系土器（茅山式土器と呼ばれている）と諸磯式と呼ばれる縄紋時代前期（村のあった時代）の土器が出土しています。石器と呼ばれる石で作られた道具も出土しています。打製石斧や鏃器と呼ばれる土を掘る道具や矢尻も出土しています。第2号住居跡からは、装飾品である垂飾りも出土しています。

また、ずっと新しい時期である近世期以降の掘立柱建築跡や土壇も検出されました。建築跡は、地面に掘った穴に柱を埋めて作られています。この時期の特徴として柱の配置があまり明瞭ではありませんが、昔の農家みたいな部屋割があったのでしょうか。

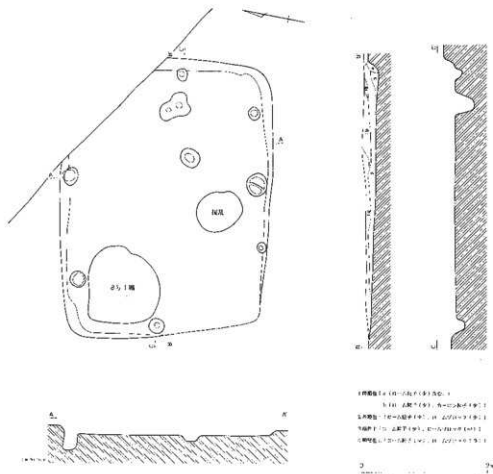


IV. 遺構と遺物

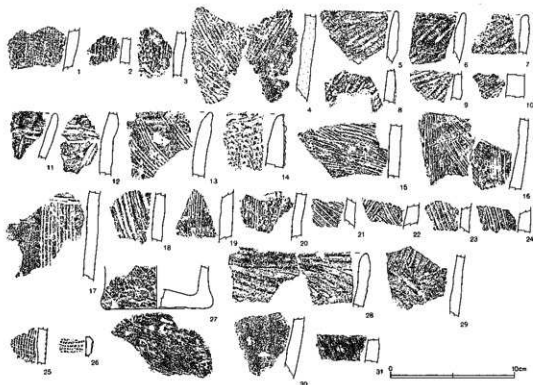
1. 縄紋時代の遺構と遺物

第1号住居跡 (第4図) (第5図)

D-7、E-7区に位置する。台地の斜面部にある。長径-4.30m、短径-3.35mの長方形を呈する。N-90-Eを呈し、東側は流れている。深いところで、約-0.25mを計る。東側は、第8号土壇に切られている。明瞭な主柱穴は検出されなかったが、壁下に浅い柱穴が検出されている。長径-0.25m前後の小さいものが多く、深さも0.25m程で浅い。炉跡は、攪乱に一部に焼けたローム



第4図 第1号住居跡



第5図 第1号住居跡出土土器

ブロックが混在していたので攪乱部分に相違ないものと思われる。径の小さいものであろう。床面は、軟弱である。

〔出土土器〕

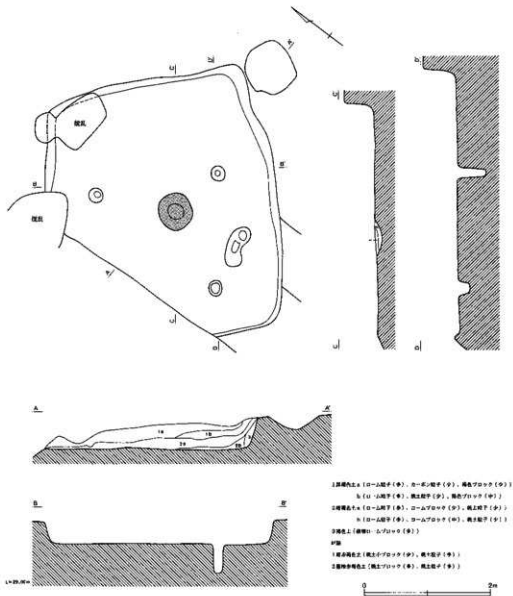
遺構の時期と関連性が薄いもの A (1~4) 1, 2は、縄紋時代早期撚糸紋系の土器で、胴部片。Lの撚糸紋が施紋される。夏島(新)式期と推定される。3, 4は繊維を含む縄紋時代早期末葉の条線紋系土器で、茅山上層式か。

B (10, 17) 10は厚手の器壁を持つ。LR横回転の縄紋が施紋される。17は、雲母片を含む特徴的な胎土を有する。間隔の開いた集合沈線が縦位に施紋される。両者とも中期初頭か。

本住居跡と関連するもの(5~9, 11~16, 18~31) 諸磯C式期及び関連すると思われるもの。縄紋系、条線紋系、無紋系の3系統に別けて説明する。

縄紋系(5~9) 胎土が似ている事から同一個体と推定される。5~7は口縁部で、単純に外反する器形を有するものと思われる。0段4条のLRが横位に回転施紋される。

条線紋系(11~16, 18~26) 繊維束や茎状束による条線紋を持つもの。11, 13は外反する口縁部で、斜向条線紋が施紋される。14は、微隆起線をつぶすように半截竹管で押し引きした浮線紋が縦位に3条施紋される。15, 16, 18~24は、斜方向に条線紋が施紋される。16は、垂直条線間に斜向条線が充填される。21~24は山形に条線紋が施紋される。25, 26は、条線施紋後に横位に鋭い短沈線を集合させて、籠目状を呈する紋様を作出する。籠畑遺跡などで出土している。

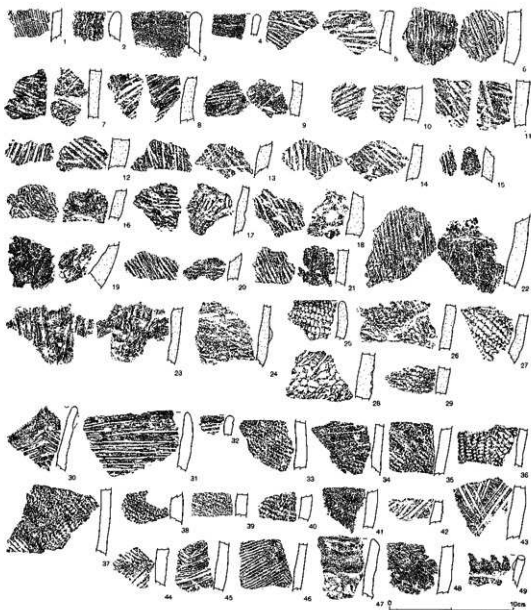


第6図 第2号住居跡

無紋系 (28~31) 浅く幅広い調整痕が横位から斜位に残っている。縄紋系に似た胎土を持つ。

第2号住居跡 (第6図) (第7図)

C-4・D-5グリッドに位置する。東側は、攪乱によって削平され、北東コーナー部にも攪乱が入る。斜面に形成される。長径-4.15m、短径-3.65mを計る長方形を呈する。西側で深さ一約0.45mを測る。主柱穴は、4本と推定されるが東側は攪乱によって未検出である。深さは0.45mと深い。炉跡は中央部にあり、直径-0.60mで浅い。柱穴と炉跡の間は、固い床面になっている。



第7図 第2号住居跡出土土器

南側の浅いピットは、入口部に関係するものか。

〔出土土器〕

遺構に関するもの以外（1～29） A1（1～4） 縄紋時代早期撚糸紋系の土器。2～4は口縁部で僅かに肥厚する。1は撚糸施紋が密接で古い様相を呈する。A2（5～23） 縄紋時代早期条痕紋系の土器。5は外反する口縁部で口唇部は、フラットに作出される。いずれも表裏に条痕紋が施紋される。繊維を含む。

B（24～29） 縄紋時代前期黒浜式の古い部分に相当する。25、27は、0段多条のRLが横位に

回転施紋される。

遺構に係るもの(30~49) 縄紋時代前期踏碇C式に相当する。縄紋系(33~41) 0段多条のR Lが横位に回転施紋される。条線紋系(30~32、42~46) 30は波状口縁で山形の条線紋が配される。31、32は、平縁で口縁に平行に荒い条線紋が施紋される。42~46は、密接した条線紋を鋸歯状に施紋している。無紋系(47~49) 47は外反する口縁部で口唇部が外側にカットされている。49は、口唇部に刻みが入り、裏面に隆帯が附される。

ファイヤーピット

第1号ファイヤーピット(第8図、第9図、第10図)

D-4グリッドに位置する。縄紋時代早期末葉、茅山上層式期と思われる不整形の炉穴である。長径-3.40m、短径-2.55mで4方向に突出し、それぞれに炉面を持っている、床面に炉面があり全体で5個の炉面がある。深さは、0.50mで南西側にかなり流れている。

(出土土器)(第9図、第10図)

第9図は、復元実測された唯一のもので、床面から出土している。4単位波状口縁を呈する。口縁下で僅かに屈曲し、底部に径をつめながら移行する。尖底か平底かは断定できない。口縁部は、肥厚してヘラ状工具で刻みが入れている。条痕紋は、口縁下で横方向に以下は右下がりに施紋されている。裏面は、横方向に施紋される。

第10図1~11は、縄紋時代早期燃糸紋系の土器。2、3は、口縁部片であり肥厚せずLの燃糸紋が施紋される。1は、Rの燃糸紋で密接に施紋される。古相をもつ。4~8はLの燃糸紋が縦位に施紋される。9、10は、あまり肥厚しない口縁部を持ち現状では無紋である。

12~25は、縄紋時代早期末葉、茅山上層式に属する条痕紋系の土器で第9図に共通し、本遺構に属する。表裏に条痕紋が施紋されるが、特に、裏面に剝落が看取される場合が多い。

26~31は、縄紋時代前期踏碇C式に帰属させる。26は大波状口縁深鉢で、口縁部を肥厚させ条線紋と同じ工具で刺突がある。条線紋による渦巻紋が描かれる。27~29は、縄紋系。27、28は0段4条の緩い撚りか。29はR R Lの撚り戻しか。30、31は条線紋が縦位に施紋される。

第2号ファイヤーピット(第8図)

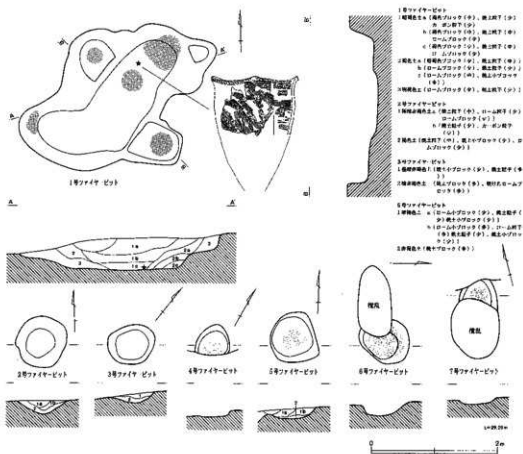
C-4グリッドに位置する。直径-0.80mの円形を呈する。深さ-0.20mの摺鉢状を呈する。埋土に焼土を多く含む。遺物は検出されなかった。

第3号ファイヤーピット(第8図)

C-4グリッドに位置する。長径-0.65m、短径-0.55mの円形を呈する。深さ-0.15mの摺鉢状を呈する。埋土に焼土を多く含む。遺物は検出されなかった。

第4号ファイヤーピット(第8図)(第10図)

C-4グリッドに位置する。一部攪乱によって、破壊されている。長径-(0.50m)、短径-0.50



第8図 ファイヤーピット (第1号から第7号)

mの楕円形を呈する。中央部床面に焼けたロームが観察された。

〔遺物〕(第10図)

縄紋前期の破片が数片出土している。33、34は、黒浜式に相当する。33は、Rの縄紋が施紋されている口縁部である。34は、LにLを2本加えた附加状2種である。両者共繊維を含む。32、35は、諸磯C式。32は口縁部で、明瞭でないが0段多条のLRが施紋されるものと思われる。35は、条線紋系の土器である。36は、半截竹管による沈線紋が描かれる。格子目状の紋様が描かれる。龍畑遺跡出土土器に類似。

第5号ファイヤーピット (第10図)

長径-0.80m、短径-0.60mの不整形形を呈する。深さ-0.15mと浅い。埋土に多くの焼土ブロックを含む。中央部床面に焼けたローム層観察された。

第6号ファイヤーピット (第10図)

C-4グリッドに位置する。長径-0.85m、短径-0.70mの楕円系を呈する。深さ-0.15mと浅い。床面に焼けたローム層が観察される。

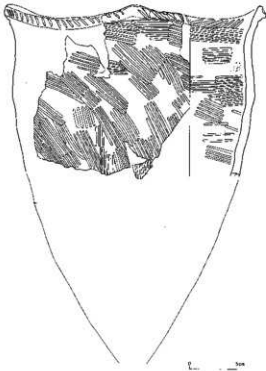
第7号ファイヤーピット (第10図)

C-4グリッドに位置する。攪乱と第3号溝によって切られている。長径-(0.35m)、短径-0.60mの楕円形を呈するものと思われる。中央部床面に焼けたローム層が観察される。

土壌

第8号土壌 (第11図) (第12図)

D-7、E-7グリッドに位置する。長径-1.35m、短径-1.25mの不整楕円形を呈する。深さ-0.30mで床面は、フラットである。



第9図 第1号ファイヤーピット出土土器

〔遺物〕

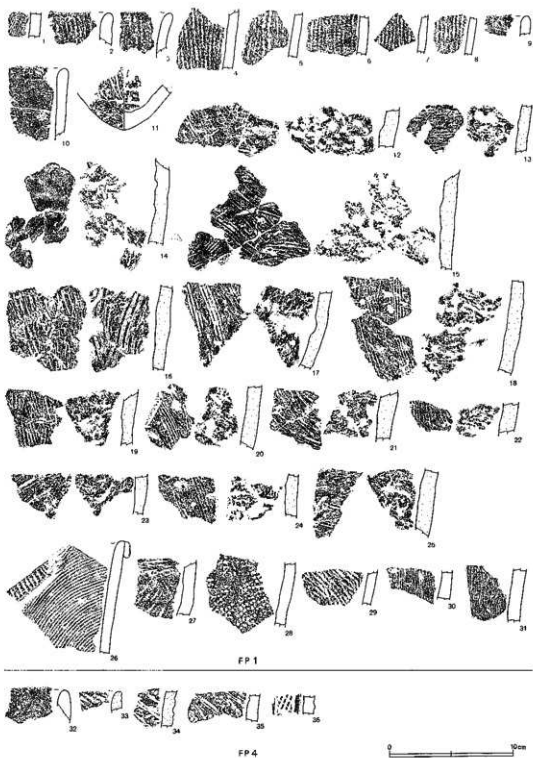
諸磯C式に属する。1は、集合沈線系統。2、3は、現状では無紋である。

第9号土壌 (第11図) (第12図)

D-4グリッドに位置する。長径-0.90m、短径-0.80mの不整形を呈する。深さ-0.20mで比較的浅い。

〔遺物〕

諸磯C式に属する。4、5は口縁部で5には0段多条のLRの縄紋が施紋される。6から14は同一個体であるが接合しなかった。微隆起線による紋様が描かれるがモチーフは不明である。胴部に0段多条のLRが施紋される。



第10図 ファイヤーピット出土土器

めて浅い。遺物は出土していない。

第2号土壇 (第13図)

F-9グリッドに位置する。長径-1.10m、短径-1.00mの不整形を呈する。深さ-0.15mと極めて浅い。遺物の出土はない。

第3号土壇 (第13図)

G-9グリッドに位置する。長径-2.00m、短径-0.85mの長方形を呈する。深さ-0.35mで東側が深い。西側で階段状になっている。遺物は出土していない。

第4号土壇 (第13図)

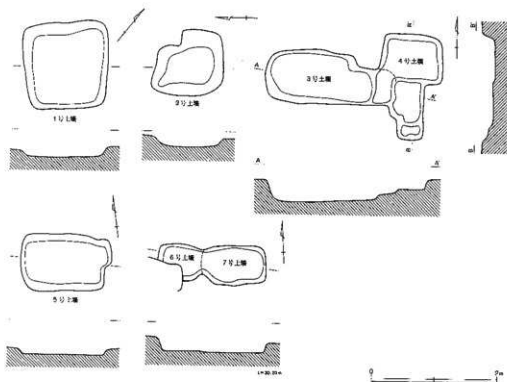
G-9グリッドに位置する。長径-1.65m、短径-1.00mの長方形を呈する。深さ-0.20mで東側が深い。南側で階段状になっている。遺物の出土はない。

第5号土壇 (第13図)

F-9グリッドに位置する。長径-1.40m、短径-0.95mの長方形を呈する。深さ-0.10mと極めて浅い。遺物の出土はない。

第6号土壇 (第13図)

F-9グリッドに位置する。長径-0.70m、短径-0.60mの長方形を呈する。深さ-0.20mと浅



第13図 土壇 (近世以降)

い。遺物の出土はない。

第7号土壇（第13図）

F-9グリッドに位置する。長径-1.00m、短径-0.65mの長方形を呈する。深さ-0.15mと極めて浅い。遺物の出土はない。

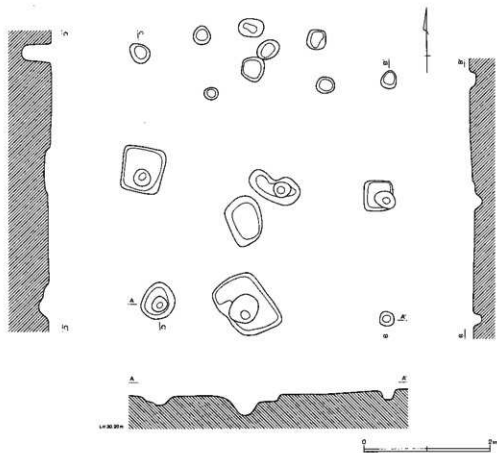
掘立柱建築跡

第1号掘立柱建築跡（第14図）

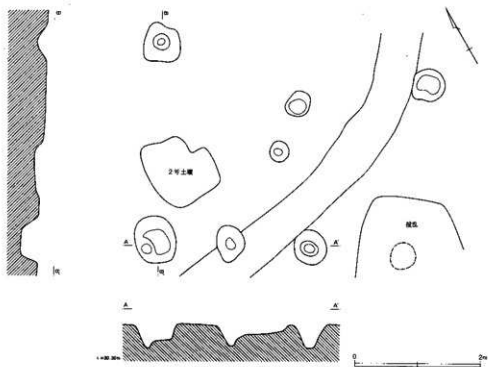
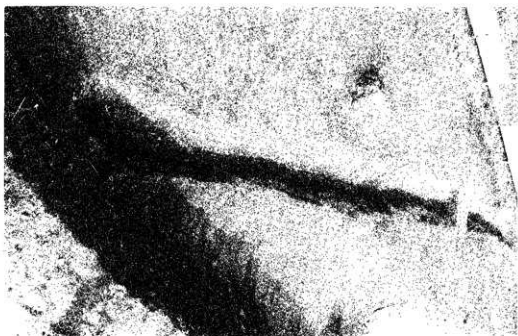
G-10グリッドに位置する。長径-4.90m、短径-4.30mで基本的には2間×2間の純柱であるが、極めて不規則で北側には小ピットが多数検出された。一応建築跡としておきたい。

第2号掘立柱建築跡（第15図）

F-9グリッドに位置する。一部が調査区外である。柱穴が一部攪乱によって消失している。現状で東西-4.50m、南北-3.30m。東西下辺で推定4間、南北1間であるが極めて不規則である。一応建築跡としておきたい。



第14図 第1号掘立柱建築跡



第15圖 第2号掘立柱建築跡

溝

第1号溝 (第3図)

F-10、F-9、F-8、G-8、G-9グリッドに位置する。東西方向から直角に屈曲して南北方向に向きを変える。浅い「U」字状の断面を持つ。遺物の出土はない。

第2号溝 (第3図)

D-4グリッドに位置する。南北方向に向く。浅い「U」字状の断面を持つ。僅かに、縄紋土器が混入する。

第3号溝 (第3図)

C-5、C-4、C-3グリッドに位置する。東西方向に向き、C-3グリッドで直角に屈曲する。「V」字状の断面を持つ。縄紋土器の混入が認められる。

3. グリッド出土遺物

第I群土器 (縄紋時代早期)

1類 (第16図1~18) 燃糸紋系土器。大略、夏島(新)段階比定。1~7は、口縁部であり肥厚せずRの燃糸紋が口縁直下から施紋される。8は、口縁直下で僅かに凹む。9は口縁下に僅かに無紋部がある。10~18は、胴部片でRの燃糸紋が施紋される。

2類 (第16図19~31) 条痕紋系土器。繊維を含み表裏に条痕が施紋される。茅山上層比定。

第II群土器 (縄紋時代前期)

1類 (第16図32~40) 黒浜式比定。繊維を含む。32は口唇部に刻みが入り、0段多条のRLが施紋される。34~38は、無節の縄紋が施紋される。40は台部である。

2類 (第16図41~48) 諸磯B式比定。RLの縄紋を地紋として刻みの入った浮線紋によって紋様が描かれる。

3類 (第16図49~53) 諸磯B式比定。半截竹管による平行沈線紋が施紋される。

4類 (第17図54~78) 諸磯C式比定。条線紋系土器。59~61は渦巻紋が描かれるものと思われる。73~74は鋸歯状紋が描かれる。76はボタン状の貼付け紋がある。78は底部片。

5類 (第17図79~87) 諸磯C式縄紋系土器。84がLRの他は、RLの0段多条の縄紋が施紋される。

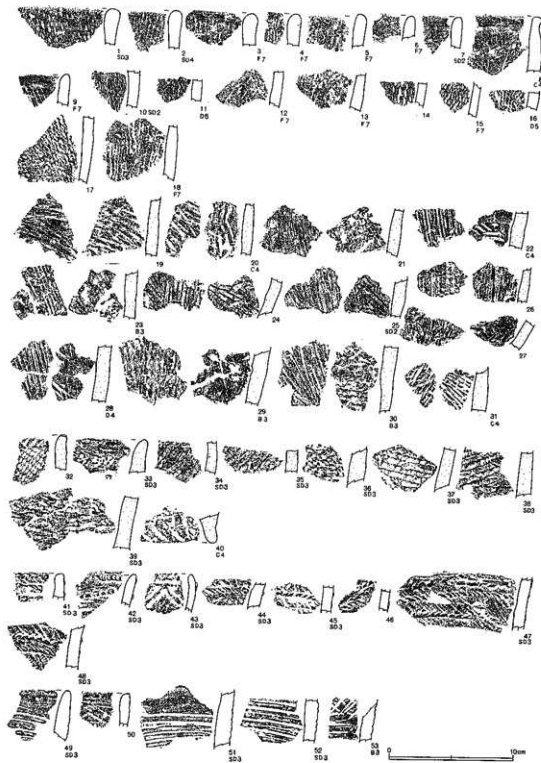
6類 (第17図88~92) 前期末葉の土器を一括する。条線紋を地紋として三角形や菱形、楕円形の刻印紋が描かれる。

第III群土器 (縄紋時代中期) (第17図97~98)

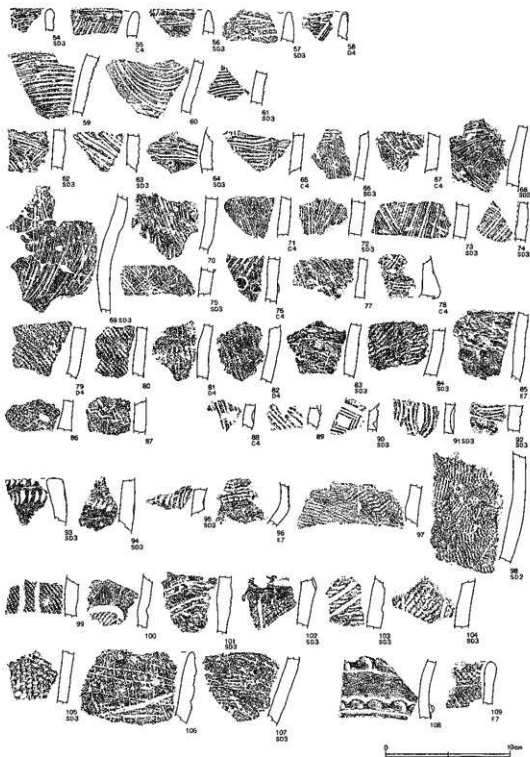
縄紋時代中期の土器を一括する。93~95は爪形紋が施紋される。96は結節沈線紋が施紋される。

第IV群土器 (縄紋時代後期) (第17図99~109)

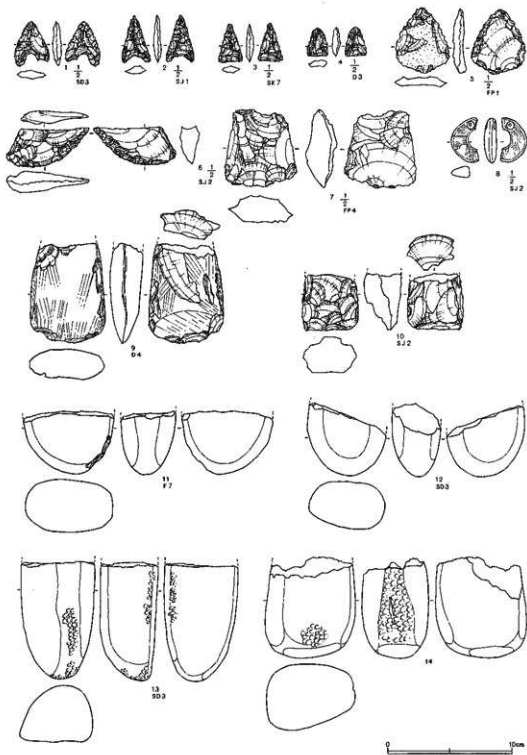
縄紋時代後期の土器を一括する。99~100は称名寺式土器。101~107は、堀之内式土器。108は加曾利B式粗製土器。109は安行1式の平縁深鉢である。



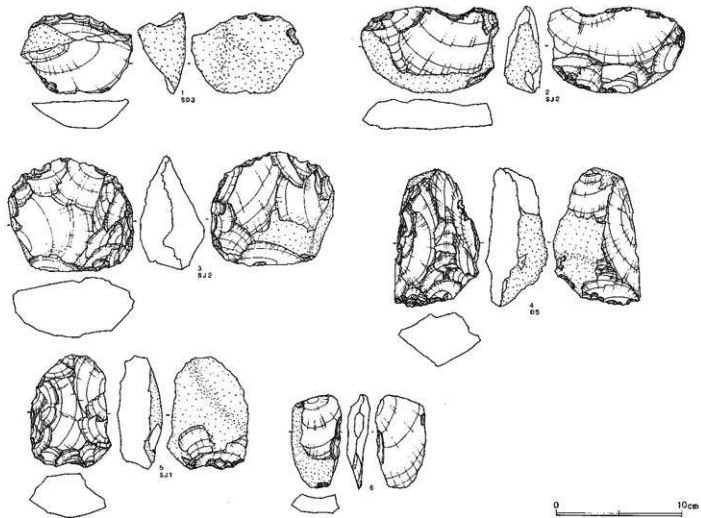
第16図 グリッド出土土器(1)



第17回 グリッド出土土器(2)



第18圖 石器(1)



4. 石器 (第18図、第19図)

石鏃 (第18図1~4) いずれもチャート製。1は凹基で脚部が欠けている。長さ-2.30cm、幅-1.90cm、厚さ-0.60cm、重量-1.67g。2は凹基で1に比して長い。長さ-2.40cm、幅-1.50cm、厚さ-0.80cm、重量-0.83g。3は平基で二等辺三角形形状を呈する。チャート製。長さ-2.00cm、幅-1.30cm、厚さ-0.40cm、重量-0.76g。4は未製品か。平基で非常に小形である。チャート製。長さ-1.50cm、幅-1.10cm、厚さ-0.40cm、重量-0.67g。

スクレイパー (第18図5、6) 5はチャート製。片面に自然面を残す。角の丸い三角形形状を呈し、二辺にスクレイパー・エッジが形成される。ラウンドスクレイパーの一種か。長さ-3.40cm、幅-2.80cm、厚さ-0.70cm、重量-6.24g。6はチャート製。舟底形を呈する。底部にスクレイパー・エッジが形成される。石匙の分割されたものか。長さ-2.00cm、幅-4.40cm、厚さ-1.10cm、重量-8.12g。

楔形石器 (第18図7) チャート製。上下両面に縦方向に剝離が入る。片面にだけ剝離が集中するため両極打法とはいいたいが、とりあえず楔形石器とした。長さ-4.10cm、幅-3.80cm、厚さ-1.60cm、重量-26.67g。

磨製石斧 (第18図9) 上端部を欠失する。円刃で刃部は主として裏面から、横方向の磨成形で作出される。長さ-8.00cm、幅-5.90cm、厚さ-2.60cm、重量-120.28g。蛇紋岩製。

打製石斧 (第18図10) 裏面からの打撃で上半部を欠失する。直刃で主として表面からの剝離で形成される。かなり厚い。長さ-(4.50)cm、幅-4.50cm、厚さ-3.00cm、重量-71.52g。砂岩製。

磨石 (第18図11、12) 11、12とも半分程欠失する。周囲が磨かれる。11は、長さ-(5.00)cm、幅-(7.20)cm、厚さ-4.20cm、重量-194.91g。12は、長さ-(5.80)cm、幅-(6.20)cm、厚さ-3.80cm、重量-140.56g。

敲石 (第18図13、14) 13、14ともに半分程欠失する。細めで棒状の石材の側辺部に敲打痕が認められる。13は、長さ-(9.40)cm、幅-5.80cm、厚さ-4.50cm、重量-396.51g。14は、長さ-(8.00)cm、幅-7.20cm、厚さ-5.30cm、重量-477.53g。

磔器 (第19図1~6) 1~3は、片面に自然面を残す。横長、円形の石材を素材とし、1、2は簡単な剝離で、3は入念に刃部が形成される。4~6は縦長の石材を素材とする。片面に自然面を残す。端部に刃部が形成される。1は、長さ-6.40cm、幅-8.80cm、厚さ-3.70cm、重量-178.99g。2は、長さ-6.90cm、幅-10.80cm、厚さ-2.40cm、重量-204.74g。3は、長さ-9.10cm、幅-9.90cm、厚さ-4.70cm、重量-484.17g。4は、長さ-11.10cm、幅-6.80cm、厚さ-4.90cm、重量-322.07g。5は、長さ-9.10cm、幅-6.30cm、厚さ-3.50cm、重量-226.96g。6は、長さ-7.50cm、幅-4.00cm、厚さ-1.80cm、重量-54.56g。

垂飾 (第18図8) 第2号住居跡覆土から出土している。滑石製。三ヶ月形で入念に磨かれている。穿孔は両側から行われている。長さ-2.30cm、幅-1.40cm、厚さ-0.60cm、重量-2.11g。

写真図版

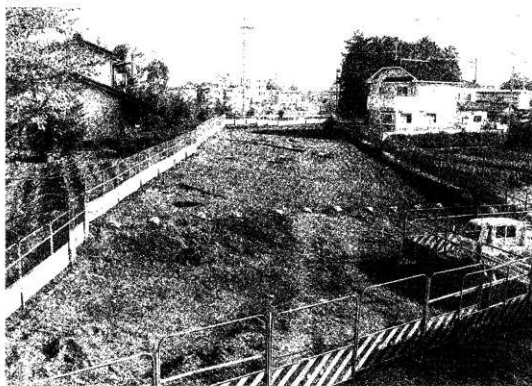


遺跡全景(1)



遺跡全景(2)

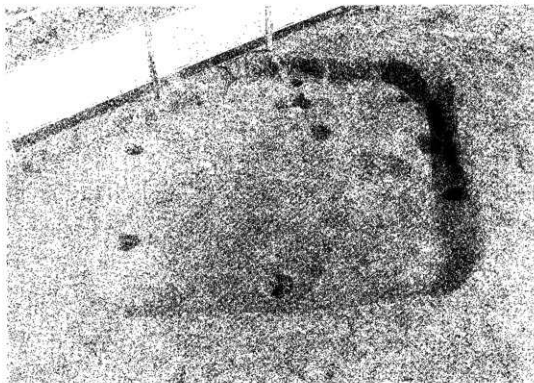
図版 2



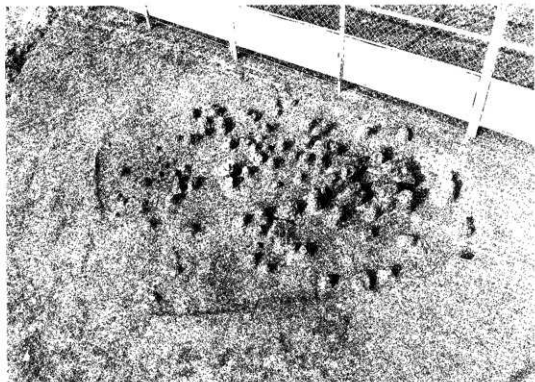
遺跡全景（東側）



遺跡全景（西側）



第1号住居跡



第1号住居跡 (遺物出土状況)



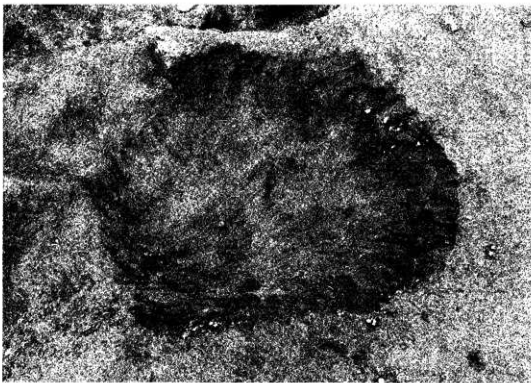
第2号住居跡



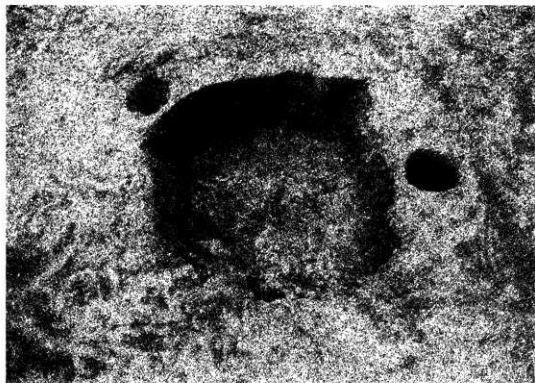
第2号住居跡 (遺物出土状況)



第1号ファイヤーピット



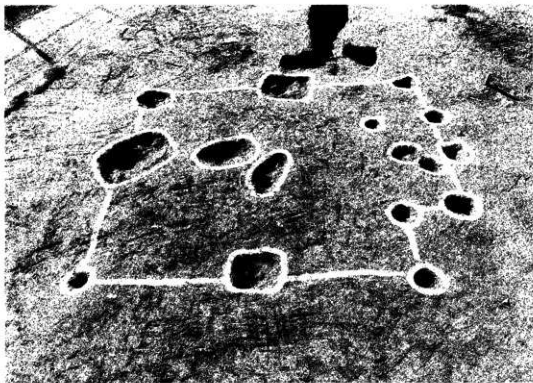
第2号ファイヤーピット



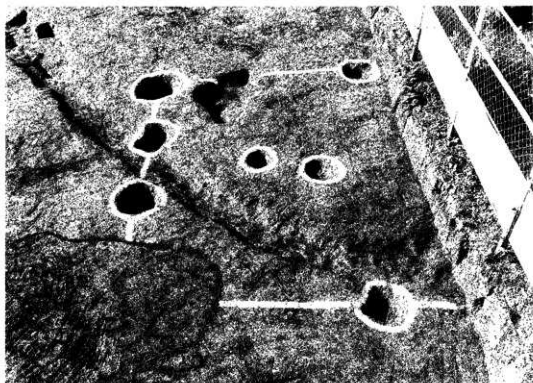
第 8 号土壤



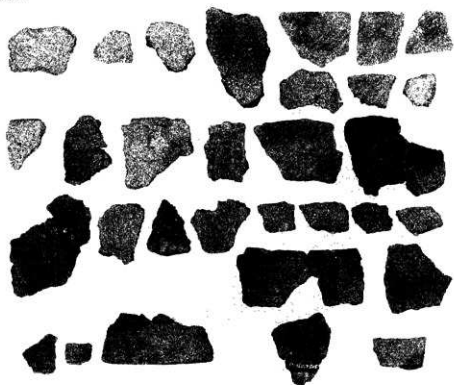
第 9 号土壤



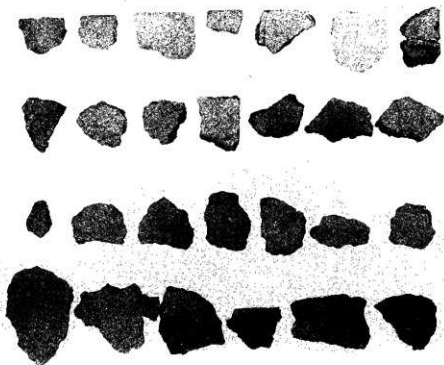
第 1 号掘立柱建築跡



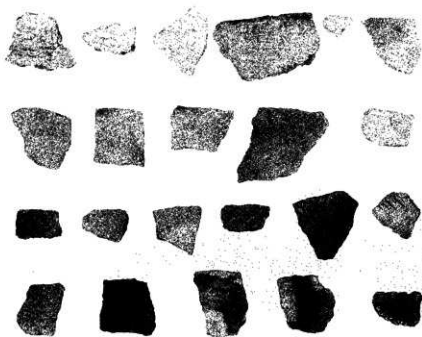
第 2 号掘立柱建築跡



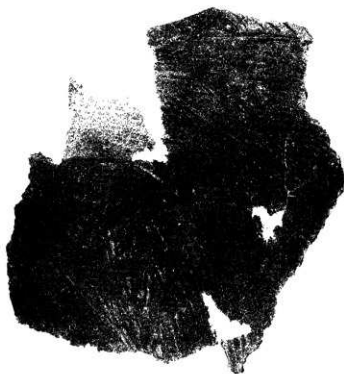
第1号住居跡出土土器



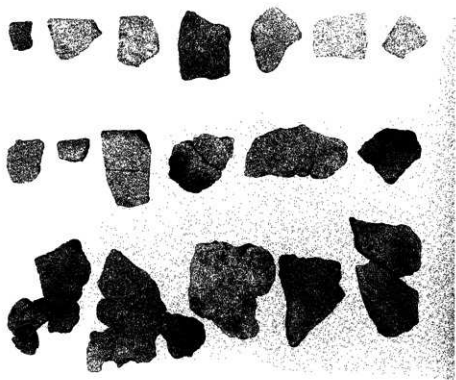
第2号住居跡出土土器(1)



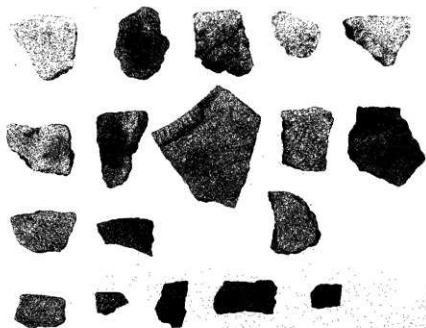
第2号住居跡出土土器(2)



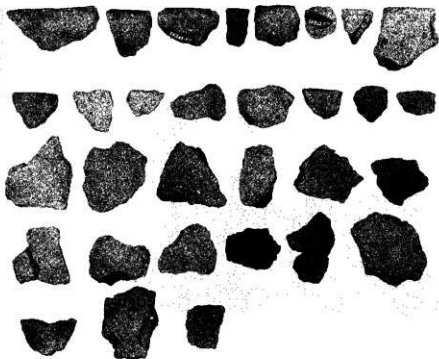
第1号ファイヤーピット出土土器(1)



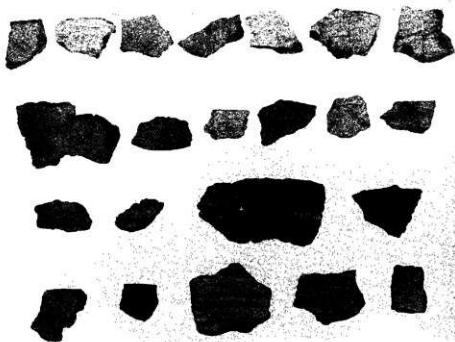
第1号ファイヤービット出土土器(2)



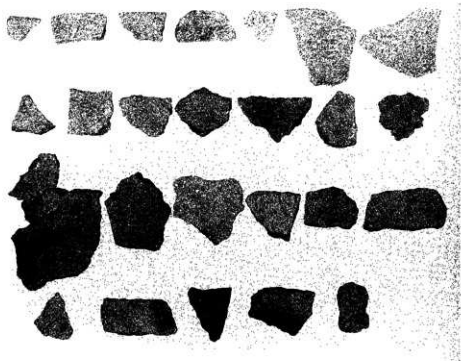
第1号ファイヤービット(3)・第4号ファイヤービット出土土器



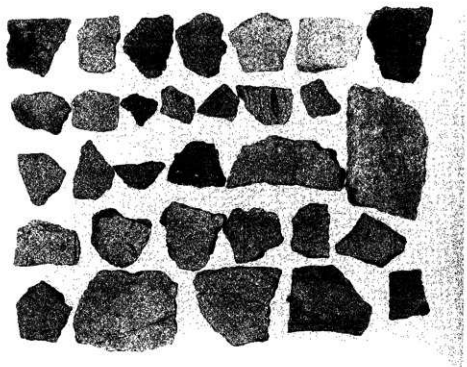
グリッド出土土器(1)



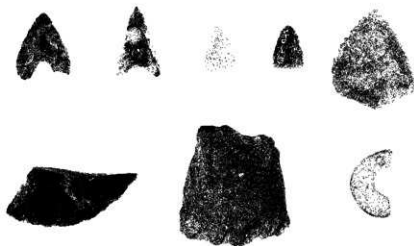
グリッド出土土器(2)



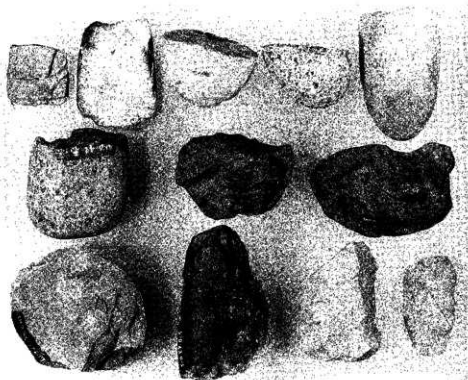
グリッド出土土器(3)



グリッド出土土器(4)



石器(1)



石器(2)

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第108集

下山田遺跡

県道新川越・板戸・毛呂山関係埋蔵文化財発掘調査報告

平成3年9月25日 印刷

平成3年9月30日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

電話 (0493) 39-3955

FAX (0493) 39-3579

印刷

望月印刷株式会社